

○ 開示請求者以外の個人に関する情報

【個情 7 8 条 1 項 2 号後段（旧行個（旧独個） 1 4 条 2 号後段）関係】

4-19	答申 4（独個） 5 0 1 7 「本人の子の災害に係る災害共済給付審査資料の一部開示決定に関する件」 ・ 特定感染症に感染した児童数、欠席数等の情報について、該当する学級の人数、情報の記載内容に鑑みれば法 1 4 条 2 号後段の不開示情報に該当すると認められるとした例	2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (1) 文書 1 2 は、特定小学校における特定期間 B の特定感染症感染状況を整理した文書であり、当該期間における日々の担当教諭の出勤状況、審査請求人の子の登校の状況及び特定感染症感染児童数を整理した表に加え、欄外には、特定の日における罹患者数の内訳や特定の罹患者の症状等が記載されており、このうち不開示部分には、上記表中の特定感染症感染児童数、特定日 L 及び特定日 M の罹患者の内訳、特定罹患者の動向等が記載されていると認められる。 文書 1 3 のうち出欠簿は、審査請求人の子が在籍していた特別支援学級における特定期間 A の児童ごとの出欠状況を記録したものであり、このうち不開示部分には、児童の氏名、日々の出欠状況及び当該学級の日々の欠席数の合計が記載されていると認められる。 (2) 本件不開示部分を開示した場合の支障につき、当審査会事務局職員をして更に具体的に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 特定感染症に感染した児童が在籍する学級の他の児童及びその保護者・関係者等は、特定の児童が欠席した場合において、同じ学級の児童であれば、誰がいつ欠席したかということは当然知り得るものであり、その児童の保護者は、そのことを伝え聞く可能性が高い。欠席した児童の他のクラスの友人等からも、特定の児童が欠席したことはその関係者へ広く知れ渡る可能性もある。 また、特定感染症発症後に要する登校停止期間があることや、特定感染症感染者数が 1 日当たり少人数にとどまる場合には、人数を開示すれば、誰が特定感染症で欠席したか特定することができる。 欠席理由が特定感染症であれば、予防の観点や他の児童が心配しないように、担任教諭等から欠席理由が直接他の児童に伝えられる可能性もある。仮に、その欠席理由が伝えられなかったとしても、特定感染症に感染した児童は、病状回復後にその病状について、友人等に詳細に話すことも考えられ、特定の日に誰が特定感染症により欠席したかという情報は分かり得る。 (3) そこで検討するに、該当する学級の人数、文書 1 2 及び文書 1 3 のうち出欠簿に係る不開示情報の内容に鑑みれば、本件不開示部分の開示により生じるおそれに係る上記第 3 の 3（1）及び上記（2）の諮問庁の説明は否定し難く、本件不開示部分は、法 1 4 条 2 号本文後段に該当すると認められる。 (4) 諮問庁は、上記第 3 の 3 及び上記 1 において、当該情報は法 1 4 条 2 号ただし書イないしハのいずれにも該当しないと説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。 (5) したがって、本件不開示部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開
------	---	---

		示としたことは妥当である。
6-31	答申 6（独個） 7 0 「本人の親が死亡したことに伴い支払われた共済金の支払決定通知書兼払込通知書の一部開示決定に関する件」 本人の親の死亡に伴う小規模企業共済金の受取人に関する情報について、小規模企業共済法の規定に照らし、審査請求人が受取人を了知できるとは必ずしもいえず、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報とは認められないとして、78条1項2号に該当するとした例	2 不開示部分の不開示情報該当性について（略） （3）上記第2の2（1）において、審査請求人は、自らが特定個人Aの子であることを主張しているものと解される。そこで、当審査会において、小規模企業共済法の規定を確認したところ、審査請求人の共済金請求順位は、上記（2）イの諮問序の説明のとおりであると認められる。 同法の規定を踏まえると、特定個人Aの死亡に伴う共済金請求に関し、審査請求人より上位の請求権者が複数人存在していた可能性は否定できないことから、審査請求人が受取人を了知できるとは必ずしもいえない。 そうすると、受取人に関する情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者である審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないとする上記（2）ウの諮問序の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。 以上を踏まえると、不開示部分に記載された情報は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

【個情 7 8 条 1 項 2 号ただし書イ（旧行個（旧独個） 1 4 条 2 号ただし書イ） 関係】

5	答申 1 7（行個） 1 「本人が使用者である車両に係る継続検査申請書等の一部開示決定に関する件」 委任状の受任者、継続検査申請書の申請代理人及び自動車重量税納付書の出頭者の氏名について、2 号ただし書イ該当性を認めたもの	2 不開示情報該当性について (略) 一般に、委任状に記載された受任者の氏名については、委任者と受任者という関係において、委任者が当然これを知っている又は知り得る情報であると言うことができ、本件においても開示請求者である委任者にとって、委任状で不開示とされた受任者の氏名は、法令の規定により又は慣行としてこれを知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。 また、本件継続検査の申請手続は、上記のとおり委任状により委任を受けて行われたものであり、継続検査申請書の申請代理人の氏名も自動車重量税納付書の出頭者の氏名も、委任状に記載された受任者の氏名と同様に、委任者にとっては、法令の規定により又は慣行としてこれを知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。 したがって、委任状の受任者、継続検査申請書の申請代理人及び自動車重量税納付書の出頭者の氏名は、いずれも法 1 4 条 2 号ただし書イに該当し、開示すべきである。
6	答申 1 7（独個） 1 「大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項に基づく本人に係る推薦書等の不開示決定に関する件」 - 推薦書につき、一般に、開示請求者以外の個人の情報であって、開示請求者本人の情報でもあるものについて、当該個人が開示請求者に開示することを承諾している場合には、2 号ただし書イ該当性を認めたもの - 小論文の内容について、採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがなく受験者が作成した答案用紙そのままの状態であれば、独個法 1 4 条 5 号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないとしたもの	2 不開示情報該当性について (1) 推薦書に記載された情報について ア 法 1 4 条 2 号該当性 (ウ) 異議申立人は、本件推薦書の作成者は、どのような推薦書の作成依頼であろうと、依頼者（被推薦者）に対して、常に自らの記載した推薦書の内容を見せ、その写しを渡していることから、本件推薦書の内容は「慣行として受験者本人である開示請求者が知ることができる」情報に該当する旨主張し、それを裏付けるために、本件推薦書の作成者による陳述書（推薦書の内容を本件開示請求者に開示しても差し支えない旨の意見が記載されている。）及び開示請求の対象である本件推薦書の写しそのものを当審査会に提出しているため、以下この点について判断する。 法 1 4 条が保有個人情報について開示が原則であることを定めた上で、開示請求者以外の個人を識別し得る情報（2 号柱書き前段）を除外したのは、第三者の権利利益を保護することを目的としたものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）との調整を図ったものであるとされている。 一方、情報公開法の下では、開示は公にすることを意味するのに対し、法の下では、開示は当該開示請求者のみに開示することを意味するという違いがある。そこで、開示請求者以外の個人の情報であって、開示請求者本人の情報でもあるものについて、当該個人が開示請求人と特別な関係を有することから当該情報を開示請求者に限って開示することを承諾することはあ

・ 成績証明書等の個別点数の情報につき、独個法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないと判断したもの	り得ることであり、このような場合には、法の下においても、これを開示することに何ら妨げがないと言うことができる。 これを別の観点からみると、一般に、開示請求者以外の個人の情報であって、開示請求者本人の情報でもあるものについて、当該個人が開示請求者へ開示する（知られる）ことを承諾している場合には、これを開示請求者において当然に知ることができるもの又は知ることが予定されているものと解することに疑義を容れる余地はないから、かかる情報は法14条2号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たると言うことができ、それが当該開示請求者以外の個人を識別し得る情報であっても、同号ただし書イに該当し、開示すべきこととなる。 これを本件についてみると、推薦書の作成者による陳述書の記載内容は、上記異議申立人の主張のとおりであると認められ、それが真意に出たものでないと疑わせる事情は存しない。そして、そのことは、当該推薦書の写しが被推薦者に交付されていることから明らかである。そうすると、本件推薦書の記載内容は、開示すべきである。(略) (2) 小論文に記載された情報について ア 諮問庁は、①採点者のコメントや配点・減点などの書き込みのある小論文の答案の内容を本人に開示すると、採点者の公正な判断を阻害するおそれがあり、また、結果的に批判を受けないようにするため、今後の小論文の試験問題作成において、質問への回答の根拠を確実に示すことができるような機械的な採点基準による出題が増加したり、質問や苦情が多く寄せられる傾向のある問題が出題されなくなるなど、当該試験問題の作成に影響が出る可能性があること、②採点内容が事後的に開示されることとなると、他の採点結果との比較により、受験者本人からの批判のみならず他の採点者からの批判にさらされる可能性があり、それにより、採点者は自らの良心あるいは職業倫理に基づいてその信ずるところに従って公正中立に採点を行うことが求められ、また、そのための環境が保障されなければならないにもかかわらず、採点者が萎縮して適正な判断ができなくなるおそれがあることから、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、などの理由から、小論文の内容は、法14条5号の柱書き又はハの不開示情報に該当する旨説明する。 そして、諮問庁からの口頭説明を聴取したところによれば、この点については、現実に小論文の答案に採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがあるか否かにかかわらず、小論文全般について当てはまる旨の説明であることが認められる。 イ 国立大学協会が平成11年6月16日に作成した「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」（以下「国立大学協会指針」という。）においては、上記アの①及び②の考え方に加えて、③受験者本人に開示することによって、問合せや苦情が寄せられることが想定され、答案の開示後に採点内容等に関するすべての質問について出題委員に個別に確認を行い回答することは入試
--	---

		事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることなどを理由に、小論文の内容につき原則不開示として対応せざるを得ないと記されていることが認められるところ、諮問庁の説明によれば、今回の開示・不開示の判断に当たっては、この国立大学協会指針を参考にして判断したとのことである。 ウ 当審査会において本件小論文の内容を見分したところ、そこには採点者のコメントや配点・減点などの書き込みはみられず、受験者が作成した答案用紙そのままの状態であることが認められることから、本件については上記アの①の説明の基礎を欠く状況にあり、また、現実にもそのような書き込みがあるか否かにかかわらず小論文全般について上記アの①の支障が生ずるとする諮問庁の説明は、首肯できない。 さらに、上記アの②の主張については、採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがなく受験者が作成したそのままの答案用紙を、本人に限り開示することによって生ずるものではなく、むしろ、小論文の点数を開示することによる支障についての説明であると解されるが、そもそも、点数を開示することによる支障については、下記（３）に述べるとおり是認できない。 エ 諮問庁は、本件小論文の内容の開示・不開示の判断を行うに当たって、国立大学協会指針を参考に判断したと説明するが、国立大学協会指針は、一つの考え方を示したものにすぎず、すべての案件についてこの考え方に従う必要はなく、個別の事情を勘案して合理的に判断すべきものと考えられる。 また、この国立大学協会指針自体においても、①受験者の答案や採点結果を受験者本人に開示することは、入学試験の採点内容や合否判定の過程の透明化という効果を期待することができ、採点方法や合否判定の基準について、抽象的な批評ではなく個別具体的な批評が可能になることによって、試験の適正さが確保される、②入学試験に対する社会的期待やその重要性からも、国立大学には受験者の答案や採点結果を受験者本人に開示することに伴う問合せや苦情への対応が当然期待されている、③入学試験の透明性確保のためには、受験者本人に、より詳細な試験結果を開示することが望まれるなどといった考え方があることを認めていることを踏まえれば、開示・不開示の判断を行うに当たっては、画一的・硬直的に判断するのではなく、法の趣旨を踏まえて、個別の案件に応じて適正・柔軟に判断をすることが期待されていると言ふべきである。 オ 以上のことから、小論文の内容については、法１４条５号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するものとは認められず、本人に開示することが妥当である。 (3) 成績証明書、志望理由書等の提出書類等の個別点数の情報について イ (略) このように、採点者が誰であるかが分からない状況では、採点者が名指しで批判されることはなく、諮問庁が指摘するような、採点内容が事後的に開示されることになると受験者本人からの批
--	--	---

		判により採点者が萎縮して適正な判断ができなくなるというおそれはないものと考えられる。 また、諮問庁は、採点内容が事後的に開示されることになること、他の採点者からの批判にさらされる可能性があるとも説明しているが、採点者同士が批判をすることは一般的には考えられず、仮に批判があり得るとすれば、それは採点結果を開示する前に内部調整として行うべきものであり、諮問庁の説明はその前提を欠く。 ウ また、諮問庁は、個別点数を開示すると、②特定の業者等がこれの収集・分析・公表等を行い、提出書類等ごとの得点分布が判明することになって、単なる機械的な受験技術に便宜を与えることになること、③特定の業者等が志望理由書や小論文と合わせて、それらの個別点数を収集・分析し、点数の高い志望理由書や小論文の内容を公表等により明らかにすることによって、一つの雛型が提示され、同じような内容の志望理由書や小論文のみになってしまうことを説明しているが、これは、特定の業者等が受験者本人に開示された採点結果等を収集することを前提としており、相当数の受験者が本人の採点結果等の情報について開示請求し、かつ、それを特定の業者に渡すことが条件となるため、また、受験者本人の得点を本人に限り開示することとの間には、直接の結び付きはないため、可能性としてはこれを全く否定することはできないものの、法的保護に値するほどの蓋然性を認めることはできず、そのような説明は首肯できない。 さらに、④同一の答案用紙等について、複数者で採点をしているものもあり、個別点数欄を開示することによって、単独で採点をしているのか複数の採点者で採点をしているのかという他の受験者が知り得ない情報について、開示請求をした者のみが知り得ることになって、公平な試験制度を害することになることから、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるとの説明については、各提出書類等の採点者が単独であるか複数であるかという情報は、それを承知した受験者に、承知していない受験者との間で特段有利に作用するとは考えられず、公平な試験制度を害するとは言えないと考えられる。 エ 以上のことから、個別点数〔iv〕成績証明書の点数、〔v〕志望理由書の点数、〔vi〕推薦書の点数及び〔vii〕小論文の点数の情報については、法14条5号柱書きないし同号ハの開示情報に該当するものとは認められず、すべて開示することが妥当である。
26-33	答申26（行個）41 「共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税の申告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 共同相続人が別々に相続税の申告書を提出した場合には、個別事情によ	2 本件対象保有個人情報1の存否応答拒否の適否について (1) 審査請求人以外の者が提出した被相続人特定個人に係る相続税の申告書の存否について答えることは、審査請求人以外の共同相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにする結果を生じさせることとなることから、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。 (2) 当審査会事務局職員をして法令等を確認させたところ、相続税の

	って他の共同相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無を知ることができるか否かを判断すべきであるとし、本件存否情報の14条2号ただし書イ該当性を認め、存否応答拒否とした原処分の判断を否定した例	申告書の提出の要否、手続等については、以下のとおりである。 相続税の申告については、相続税法27条等に基づき、相続等により財産を取得した者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、原則として、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を提出しなければならないものとされている。 なお、相続税の申告は、税法上、各相続人が個別に行うことを原則としており、相続等により財産を取得した者が任意により共同で作成して一つの申告書で提出することができるものとされている。 (3) 法14条2号ただし書イ該当性について ア そこで、上記(2)を踏まえて、法14条2号ただし書イ該当性について検討するに、相続税の申告において、共同相続人がいる場合には、共同相続人が共同で作成して一つの申告書を提出することが一般的であり、この場合、共同相続人は各相続人に係る相続税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるか否か、すなわち、相続税の申告義務が生じた共同相続人の有無、範囲、自己の計算によって算出した課税価格等について、共同相続人相互に共通認識を有しているのが通常であると解される。 しかしながら、各共同相続人が別々に申告書を作成して提出した場合には、上記、共同で作成して一つの申告書で提出した場合のように、各共同相続人が相続税の申告義務の有無について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできないが、個別事情によって、共同相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無を他の共同相続人が慣行として知ることができる場合があり得ることから、法14条2号ただし書イの該当性については、個別事情があるか否かを判断すべきである。 イ そこで、本件について審査請求人（開示請求者）が本件存否情報を慣行として知ることができるか否かを検討するに、前提として、以下の事実が認められる。 (ア) 審査請求人は意見書において、相続税の申告書を法定期限内に提出したが、その後、当該申告に係る税務調査を受け、処分庁は、税務調査の結果と各共同相続人からの申告内容に基づいて審査請求人に対して更正処分を行った旨主張しており、その内容自体から審査請求人が、本件存否情報を知っていることがうかがわれる。 (イ) 審査請求人（開示請求者）は、保有個人情報開示請求書の補正書によれば、本件対象保有個人情報のほか、別紙に掲げる請求保有個人情報1及び2の開示を求めていることが認められたことから、当審査会事務局職員をして請求保有個人情報1及び2の処分状況について諮問庁に確認させたところ、処分庁は、請求保有個人情報1及び2につき、別途、平成25年6月17日付け東住吉総第177号により、その一部を不開示とする一部開示決定（以下「別件決定」という。）を行った。なお、
--	---	---

		審査請求人から、別件決定に対する不服申立てはなされていない。 さらに、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、別件決定に係る文書の提示を求めて確認させたところ、当該文書は、「２２ 相続税事績書綴 未分割 一般－１」につづられた文書のうち、請求保有個人情報１及び２に該当する部分を抜き出したものである。当該文書の開示部分は、具体的には、特定個人を被相続人とする相続税の税務調査に係る書類であって、審査請求人の申述に関する部分のほか、審査請求人に対して行われた更正処分の根拠となった被相続人の財産に関する書類や調査経過や調査の処理方針及び審査請求人宛てに送付した更正通知書の写しなどの書類である。 これら開示部分の記載内容に鑑みると、審査請求人（開示請求者）は、これら開示部分の開示を受けることにより、他の共同相続人の人数や審査請求人以外の共同相続人が誰であるかを特定することが可能であり、その審査請求人以外の共同相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無も知り得る状況にあったものと認められる。 （ウ）そして、本件開示請求においては、請求保有個人情報１及び２の開示を併せて求められていたことから、処分庁としては、開示請求者たる審査請求人が、審査請求人以外の共同相続人が相続税の申告書の提出の有無（本件存否情報）を知り得たかについては、請求保有個人情報１及び２が記載された文書として「２２ 相続税事績書綴 未分割 一般－１」を特定し、あるいは当該文書の開示、不開示を検討する段階でこれを判断することが可能であり、法１４条２号ただし書イに該当するものと判断し得たものと認められる。 以上の事実関係からは、本件においては、同時に請求された文書の開示部分を踏まえると、本件存否情報は、開示請求者たる審査請求人が慣行として知ることができるものであったと認められ、これを覆すに足りる事情も存しない。 ウ 以上のとおり、本件において、本件存否情報は慣行として開示請求者が知ることができる情報に当たり、法１４条２号ただし書イに該当するものと認められ、同号の不開示情報に該当しないことから、本件対象保有個人情報１の存否を明らかにした上で、改めて開示決定等をすべきである。
30-38	答申３１（独個）１ 「本人に係る特定期間の交渉記録等の一部開示決定に関する件」 公庫の支店の面接室で審査請求人と公庫の職員が面談した様子のビデオ記録につき、当該ビデオ記録のうち映像について	３ 本件不開示部分の不開示情報該当性について（略） （４）文書５のうち、面接室のビデオ記録について（略） イ 上記の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。 （ア）標題の不開示部分は、公庫の特定支店の面接室で審査請求人と公庫の職員が面談した様子のビデオ記録であり、審査請求人及び公庫の職員の容姿や態様及び音声記録されている。 （イ）当該記録の映像のうち、公庫の職員の容姿等は、法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別で

	は、審査請求人は当該映像と全く同じ光景を実際に見ていたわけではないとする諮問庁の説明は首肯できるとし、法14条2号ただし書イには該当しないと判断したが、音声については、審査請求人が知り得る情報であるとして、同号ただし書イ該当性を認め、開示すべきと判断した例	きる情報に該当すると認められ、また、審査請求人は、面接室のビデオ記録の映像と全く同じ光景を実際に見ていたわけではないとする諮問庁の説明も首肯でき、そうすると、当該映像は、審査請求人が知り得る情報に該当しないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当する事情は認められない。 また、当該情報は、個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地はない。したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号柱書き及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。 なお、審査請求人の容姿等については、上記のような事情は認められないが、当該情報の性質上、公庫の職員の容姿等を容易に区分して除くことができない以上、これも含めて映像全体を不開示としたことは妥当である。 (ウ) 一方、公庫の職員の音声も、容姿等と同様に、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報に該当すると認められるが、当該音声は、当該面接の際に公庫の職員が発言した内容であるところ、これは審査請求人が知り得る情報であるといえ、また、処分庁が、発言内容について文書化したものを原処分において開示していることも踏まえると、公庫の職員の音声部分は、同号ただし書イに該当すると認められる。 (略) ウ よって、標題の不開示部分のうち映像部分は、法14条2号に該当し、同条5号柱書き及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、音声部分は、同条2号並びに5号柱書き及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。
30-39	答申30（独個）21及び22 「本人を契約者とする簡易生命保険契約に関する文書の一部開示決定に関する件」 ・ 代理人（特定個人）の印影の不開示情報該当性につき、代理人といえども、当該個人の印影を被代理人である開示請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないと判断した例	3 本件不開示部分の不開示情報該当性について 本件不開示部分は、本件契約1の失効還付金の受領証及び本件契約2の解約還付金の受領証に押印された受取人（開示請求者）の代理人（特定個人）の印影であると認められる。 一般に、業を離れた個人としての代理人の印影は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると解されるところ、代理人といえども、当該個人の印影を被代理人である開示請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、本件不開示部分については、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに、当該部分は、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当することから、法15条2項に基づく部分開示をする余地はない。 したがって、本件不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。
4-20	答申4（行個）5132	3 不開示情報該当性について

	「本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件」 対象保有個人情報記録された文書の中に、同一の医師による自署が複数あり、そのうちの一つについて審査請求人が知り得る場合において、それらの自署が同一の労災事案の一連の関連文書に記載されているという近接性等の事情を踏まえ、完全に同一でない自署についても開示すべきと判断した例	(1) 開示すべき部分 (別表の3欄に掲げる部分) について (略) イ 通番6及び通番11 (略) (イ) 次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。 a 上記(ア)の(i)について 請求書は、療養補償給付又は休業補償給付を受けようとする者が、医師等及び事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている(労働者災害補償保険法施行規則12条の2及び13条)。このため、請求書に記載されたfないしhの各医師の署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。 また、f医師の意見書及び診療情報提供書の各印影は、請求書の同医師の印影と同じものである。 さらに、f医師の意見書については、復命書の中で、同医師が当該意見書を作成した旨が開示されており、当該意見書の署名が同医師によるものであることは明らかであることから、当該署名は、請求書の署名と同じものであると認められる。 個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、上記の理由から、当該各医師の署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。
--	--	---

【個情 78 条 1 項ただし書口（旧行個（旧独個） 14 条 2 号ただし書口）関係】

24-36	答申 24（行個） 89 「特定個人に係る滞納処分票の不開示決定に関する件」 ・ 特定個人の相続税につき連帯納付義務を負っていた審査請求人からの開示請求について、原処分時における 14 条 2 号ただし書口該当性を認めたものの、平成 24 年度の相続税法改正によって、審査請求人が以後連帯納付義務を負わないこととなったため、現時点での同号ただし書口該当性を否定した例	4 不開示情報該当性について（略） (3) 別紙 3「文書 3」欄の保有個人情報「該当部分」欄に掲げる部分について（整理番号部分を除く 14 頁部分）について 本件対象保有個人情報を見分したところ、上記不開示部分の文書は、本来の滞納者である特定個人 A の相続税滞納税額の総額を起点として、滞納整理の処理に伴う滞納税額の増減額が記載された表であり、当該文書には、審査請求人を含む連帯納付義務者の氏名及び納付税額の情報も記載されている。 ア 法 14 条 2 号該当性 上記不開示部分には、上述のとおり、特定個人 A や審査請求人以外の連帯納付義務者を識別することのできる情報も記載されていることから、当該不開示部分は、審査請求人に関する保有個人情報であるとともに、全体として法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報でもあると認められる。 (ア) そこで、当該不開示部分について、法 14 条 2 号ただし書該当性について検討すると、当該不開示部分の情報は、国税当局の内部において滞納整理の状況に応じて滞納税額の状況を把握・確認するためのものであり、主に本来の滞納者である特定個人 A に対する滞納整理に伴う税額の増減状況が記載されていることから、審査請求人の納付額が記載された一部分を除き、同人が法令の規定により又は慣行として知ることのできる情報とは言えないものと認められる。したがって、同号ただし書イに該当せず、また、ただし書ハに該当する事情も存しない。 (イ) 次に、当該不開示部分（審査請求人の納付額が記載された一部分を除く。）について、審査請求人が主張する法 14 条 2 号ただし書口該当性について、以下検討する。 諮問庁は、この点に関して、最高裁判所昭和 55 年 7 月 1 日第三小法廷判決を引用し、「審査請求人が負う連帯納付義務は、相続税の納付義務の確定という事実と照応して法律上当然に生じているものであり、特定個人 A に対する滞納処分の経緯によって負わされる義務ではなく、不開示にすることの利益と開示することの利益との比較をする必要がある場面でないことは明らかであることから、法 14 条 2 号ただし書口には該当しない。」旨説明する。 しかしながら、上記最高裁判所判決は、審査請求人も指摘するとおり、「相続税の納付義務の確定という事実と照応して法律上当然に生じている」連帯納付義務については、特別の確定手続を必要としていないことを判示しているにすぎず、当該相続税の確定判決をもって、その後の特定個人 A に対する滞納処分等の徴収過程で大きく変動した連帯納付義務者の相続税債務の額（本件滞納税額）の情報を連帯納付義務者本人が知るこ
-------	--	--

		とについて、法の解釈として保護されるべき利益が存在しないとまで言うことはできない。 (ウ) 本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分には、相続税の申告以後、本来の滞納者である特定個人Aの納税等の滞納整理に伴い、どのような計数上の滞納税額の減少又は増加の推移を経て、審査請求人の連帯納付義務者として納付すべき税額が確定した（通知された）のかという情報、すなわち審査請求人が納付すべき税額の算定根拠に関する情報であるともいえる。 (エ) 一般に、申告納税制度を採用する相続税において、納税者又は滞納者が、自己が納付する税額の算定根拠を了知せずに納付することは想定し得ないところ、本件においては、審査請求人を含む連帯納付義務者は、相続税の申告以後、20年近くの長期にわたり連帯納付義務があることを国税当局から知らされていない上、当該算定根拠について具体的な説明も受けておらず、また、納付すべき延滞税の額が特定個人Aの滞納本税額よりも上回るという特殊な状況となっており、そのままでは、滞納処分によって財産上大きな影響を受けるという事態にあることを鑑みると、審査請求人にとって、本件滞納税額の算定根拠に関する情報は、自己の財産を保護する上で、これを開示することの必要性は極めて高いものと認められる。 一方、本来の滞納者である特定個人Aにとって、本件滞納税額がどのような減少又は増加の推移を経て確定したのかという情報は、他者に知られたくない情報ではあるものの、具体的な滞納処分の経緯及び状況が捨象された計数上の推移に限定されている情報であり、さらに、本件では、当該情報を知るのは第三者ではなく、特定個人Aに代わって（連帯して）当該滞納税額を直ちに納付しなければならない状況に置かれている相続人の一人であるということからすると、不開示により保護される利益は、一定程度制限されて然るべきものと認められる。 (オ) 以上のことから、開示により保護される審査請求人の財産上の権利利益と、不開示により保護される特定個人Aの権利利益との比較衡量を総合的に勘案した結果、開示により保護される審査請求人の財産上の権利利益が上回るものと認められ、当該不開示部分は、一義的には法14条2号ただし書に該当すると認められる。 (カ) ところで、平成24年度税制改正において、連帯納付義務者にとって過酷となるケースの発生を防止しつつ、一般納税者との公平を確保する観点から、所要の見直しが行われた。具体的には、相続税法34条が改正され、申告期限から5年を経過する日までに相続税に係る連帯納付義務者に対して連帯納付義務の履行を求める納付通知書を発していない場合は、当該連帯納付義務者については、その相続税に係る連帯納付義務を負わないこととされた。 この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認し
--	--	---

		たところ、本件連帯納付義務についても上記改正後の規定の準用（附則５７条２項）があり、審査請求人は、平成２４年４月１日において未納となっている本件滞納税額について、同日以降連帯納付義務を負わないこととされ、処分庁から、その旨の通知も行われているとのことであった。 （キ）そうすると、当該不開示部分（審査請求人の納付額が記載された一部分を除く。）については、上記（エ）で検討したとおり、原処分時には、審査請求人の財産上の権利利益を保護する必要性から、法１４条２号ただし書ロに該当した情報と認められるものの、平成２４年度税制改正により、その必要性が失われていることから、同号ただし書ロに該当しないと認められる。
--	--	--